

気仙広域連合財務書類

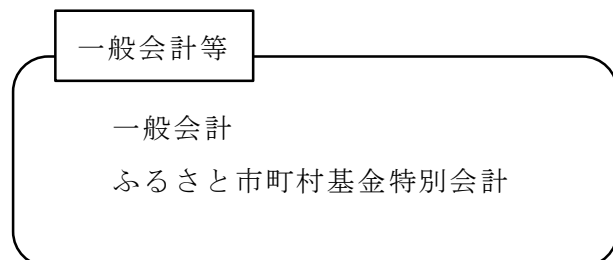
(統一的な基準)

1. 概要について

国や地方公共団体の会計は、現金の収支に着目した単式簿記が採用されています。しかし、単式簿記は、発生主義の複式簿記を採用する企業会計と比べ、過去から積み上げた資産や負債などの状況を把握できないことや減価償却や引当金などの会計手続きの概念がないといった弱点がありました。

そこで総務省では、平成 27 年 1 月に固定資産台帳の整備や複式簿記の導入を前提とした「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を公表し、すべての地方公共団体に対して、平成 30 年 3 月までに統一的な基準に基づく財務書類の作成・公表を要請しました。

気仙広域連合では、平成 28 年度決算より統一的な基準による財務書類を作成しておりますが、今般、令和 4 年度一般会計等財務書類を作成しましたので、公表します。

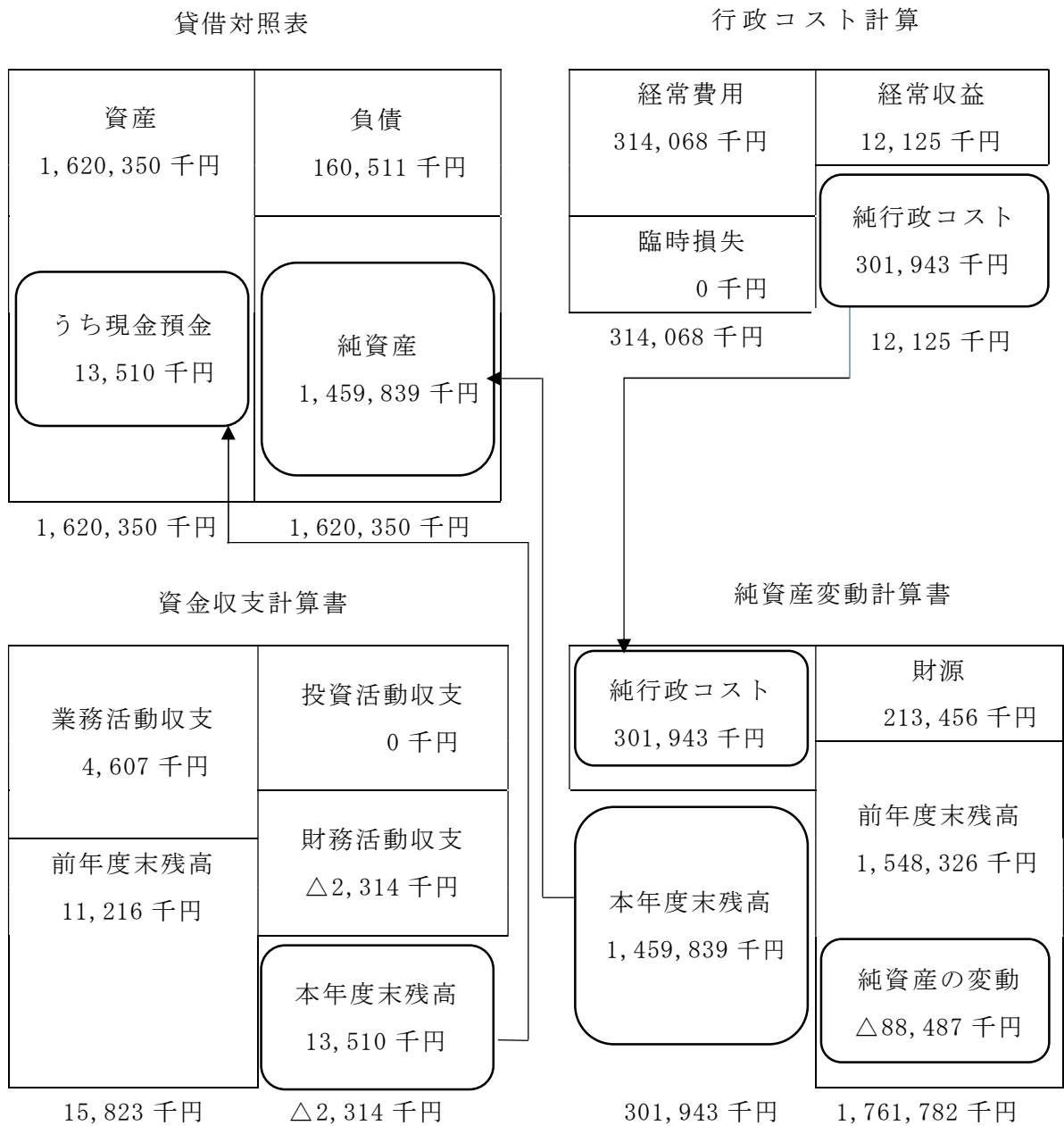


※財務書類とは

財務書類は、資産や負債などの状況、コストやその財源の状況といった財務状況を一覽でわかりやすく開示する観点から、企業会計の考え方や手法（発生主義、複式簿記）を用いて作成する書類です。

財務書類は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の 4 つの表で構成されています。

2. 財務書類の概要と相互関係



【貸借対照表】

会計年度末における財産の状況を報告するための表

【行政コスト計算書】

会計年度中に行った行政活動に係る費用・収益の関係を示す表

【純資産変動計算書】

会計年度中の純資産の動きを表す表

【資金収支計算書】

会計年度中の資金の増減の状況を示す表

3. 財務書類の分析

(1)資産形成度「将来世代に残る資産はどのくらいあるか。」

住民一人当たり資産額…29.0 千円（資産合計÷住民基本台帳人口）

歳入額対資産比率…6.9 年

当該年度の歳入総額に対する資産の比率。これまでに蓄積してきた資産が、歳入の何年分に相当するかを表し、資産形成の度合いを把握することができます。（資産合計÷歳入総額）

資産老朽化比率…80.1%

有形固定資産のうち、償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合。耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。100%に近いほど老朽化が進んでいるといえます。（減価償却累計額÷（有形固定資産合計－土地＋減価償却累計額））

(2)世代間公平性「将来世代と現世代との負担の分担は適切か。」

純資産比率…90.1%

資産のうち、純資産（正味の資産）の割合。これまでに蓄積してきた資産が、過去の世代による負担か、将来世代への負担となっているかを把握することができます。比率が高いほど将来世代への負担が小さいこととなります。（純資産÷資産合計）

世代間負担比率…23.0%

有形固定資産などの社会資本等に対して、将来、償還が必要な負債による調達割合。社会資本等形成に係る将来世代の負担の程度を把握することができます。比率が高いほど負担が大きいこととなります。（地方債残高÷公共資産（有形・無形固定資産合計））

(3)持続可能性「財政に持続可能性があるか。（どのくらい借金があるか。）」

住民一人当たり負債額…2.9 千円（負債合計÷住民基本台帳人口）

(4)効率性「行政サービスは効率的に提供されているか。」

住民一人当たり行政コスト…5.4 千円（行政コスト÷住民基本台帳人口）

※住民基本台帳人口は、令和5年3月31日現在の管内（大船渡市、陸前高田市、住田町）人口 55,901 人を使用しています。

注記

1. 主な会計方針

(1)有形固定資産等の評価基準及び評価方法

①有形固定資産…取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおり。

- ・取得原価が判明しているもの…取得原価
- ・取得原価が不明なもの…再調達原価
- ・土地…「固定資産評価基準」に基づく固定資産税評価額

②無形固定資産…取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおり。

- ・取得原価が判明しているもの…取得原価
- ・取得原価が不明なもの…再調達原価

(2)有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産…定額法

②無形固定資産…定額法

(3)引当金の計上基準及び算定方法

①賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当並びにそれに係る法定福利費相当額の見込額について、当年度負担相当額を計上。

②退職手当引当金

退職手当組合への負担金（積立金）累計額から負担金に係る事務費を控除し、控除後の金額から退職手当支給累計額を差し引いた額を計上。

(4)資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金とし、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(5)その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①施設設備

建物の附属設備としてインフラ資産の建物に計上。

②物品

取得価格が50万円以上の場合に資産として計上。ただし、車両については、取得価格に関係なくすべて計上しています。

③委託料と投資的支出の区分基準

委託料として支出を行ったものは原則委託料として処理しますが、資本形成に資すると個別に判断したものについては、投資的支出に計上しています。

2. 主な会計方針の変更等

なし

3. 重要な後発事象

なし

4. 偶発債務

なし

5. 追加情報

(1)対象範囲

一般会計、ふるさと市町村圏基金特別会計

(2)出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられており、当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とします。

(3)純資産における固定資産等形成分・余剰分（不足分）の内容

①固定資産等形成分

固定資産の額を計上。

②余剰分（不足分）

純資産合計のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上。残高が正数であれば余剰分として、負数であれば不足分として費消可能な資源の蓄積を表します。

(4)一時借入金

なし